

收受年月日	議長	事務局長	書記
2022.2.28			
第161号			

令和2年2月28日

埴町議会議長 大縄武夫 様



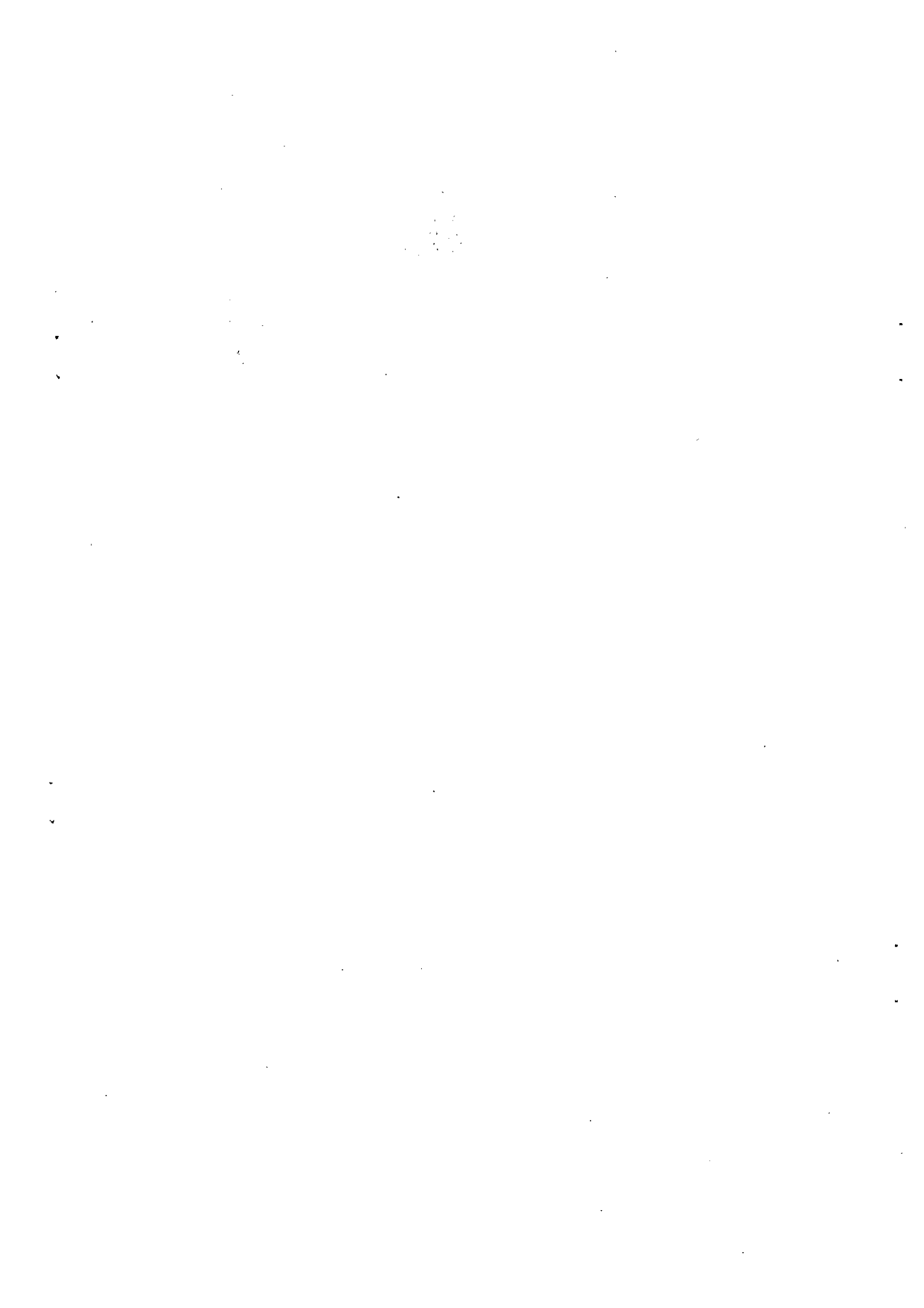
定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会

委員長 割 貝 寿



定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会調査報告書

本委員会が令和元年12月臨時会において付託された「定住促進住宅新築工事の設計入札契約に関する事項」について、調査、検討した結果を次のとおり報告します。



定住促進住宅新築工事事務調査
特別委員会調査報告書

令和2年2月28日

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会

目 次

1 調査の趣旨	-----	1
2 100 委員会設置の経緯	-----	2
・ 事務調査に関する決議書	-----	3
・ 特別委員会名簿	-----	5
・ 運営要領	-----	6
・ 地方自治法第 100 条文	-----	8
3 委員会の実施状況	-----	10
4 その他の委員会等の実施状況	-----	11
5 証人、説明員の出席状況		
(1) 出席を求めた証人	-----	12
(2) 出席を求めた説明員	-----	12
6 記録の提出	-----	13
7 調査の内容と問題点		
(1) 工事等指名運営委員会設置要綱の特例適用の疑義	-----	14
(2) 資格のない 4 業者を書き加えたのは適切であったのか	-----	15
8 まとめ	-----	18
※資料 証人尋問からの一部要約抜粋	-----	19

1 調査の趣旨

宮田埜町長による官製談合防止法違反の疑惑について

令和元年10月4日の夕方、宮田秀利町長が官製談合防止法違反容疑で書類送検されたとのテレビ報道があり、以降テレビ、新聞等で宮田町長の官製談合疑惑についての報道がなされた。この報道は議員はもとより町民の驚きは大変なものがあったと記憶している。

この事件に関しては、平成29年7月の臨時議会において、特別委員会（100条委員会）の設置を提案したが、否決され廃案となった経緯がある。しかし、今回再度提案する理由は、今年の10月8日に行われた議会全員協議会において、宮田町長自身が書類送検されたと認めた事にあり、前回とは大きく異なるものである。

まず、その席上、宮田町長は「認識不足であった」とコメントしているが、「認識不足」とは宮田町長自身を指しているのか、すでに退職されている元課長を指しているのか全く不明である。

次に10月8日に行われた議会全員協議会において「捜査中であり検察の指導により質疑は行わない。」と一方的に説明を読み上げて終了したが、本当に検察当局から質疑を行わないよう指導があったのか、詳細な説明がないため責任逃れとも受け取れる。

以上述べたように、定住促進住宅建設工事に係る入札にどのような事が起きていたのか、改めて解明することは議会としての責務であり、議会が町民に対して負う説明責任であると考えます。また、埜町議会が執行側のチェック機能を果たすことが出来るのか試されている重要な決断であるとも考えており、定住促進住宅建設工事入札に関する調査特別委員会を設置し真相究明のため調査するものである。

2 100条委員会設置の経緯

令和元年10月4日の夕方、宮田秀利町長が官製談合防止法違反容疑で書類送検されたとのテレビ報道があり、その後さまざまなメディアが宮田町長の官製談合疑惑について報道をした。

それを受ける形で、同年10月8日に埴町議会は、全員協議会において町側の説明を求めたが、「捜査中であり検察の指導により質疑は行わない。」との理由で説明を読み上げて終了したため、核心部分はおろか具体的内容についても知らされることはなかった。




この件に関しては、さきに、平成29年7月の臨時議会において、特別委員会（100条委員会）の設置を提案したが、否決され廃案となった経緯がある。

このため、この問題は一旦は終息かと思われたが、今回の書類送検を受け、あらためて調査の必要があるとして、令和元年11月11日付けで5名の議員から定住促進住宅新築工事に関する決議文が提出される。

同年11月18日の議会運営委員会で、今回の件で入札妨害や業者との癒着があったのではないかとの新しい疑惑や、町長の認識不足との発言の真意を聞くためにも100条委員会の設置が必要であるとの意見が出され、急遽、臨時会開催を決定した。

令和元年12月2日に第7回臨時会が開催され、「議会に課せられたチェック機能を果たし、入札時に何が起きていたのかを解明することは議会の責務であり、町民に対して負う説明責任である。」との趣旨説明が行われ、定住促進住宅新築工事調査に関する決議が提出され、「定住促進住宅新築工事調査事務調査特別委員会」が賛成多数により設置された。



收受年月日	議長	事務局長	書記
元・11・11			
第112号			


発議第 3 号




令和元年11月11日

埴町議会議長 大縄 武夫 様


提出者 埴町議会議員

鈴木安次 

賛成者

鈴木茂 

割貝壽一 

小峰由久 

吉岡克則 

事務調査に関する決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。



定住促進住宅新築工事調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり定住促進住宅新築工事の事務に関する調査を行うものとする。

記

1、調査事項

定住促進住宅新築工事の設計入札契約に関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び埴町議会委員会条例第5条、さらに埴町議会運営に関する基準第109条の規定により議長を除く委員13名で構成する定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を設置し、これを付託して行う。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条1項・同法第98条第1項の権限を定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会に委託する。

4、調査期限

1に掲げる調査が終了するか、令和2年3月30日までのいずれか早い日とし、閉会中も継続して調査する。

5、調査経費

本調査に関する経費は10万円以内とする。

(理由)

定住促進住宅新築工事に伴う不適切な事務処理を調査する。

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会名簿
(13名)

職名	氏名	備考
委員長	割 ^{わり} 貝 ^{がい} 寿 ^{いとう} 一 ^{かず}	幹事
副委員長	小 ^こ 峰 ^{みね} 由 ^よ 久 ^{ひさ}	幹事
委員	鈴 ^{すず} 木 ^き 孝 ^{たか} 則 ^{のり}	
〃	藤 ^{ふじ} 田 ^た 一 ^{かず} 勇 ^{ゆう}	
〃	小 ^こ 林 ^{ばやし} 達 ^{たつ} 信 ^{のぶ}	
〃	鈴 ^{すず} 木 ^き 安 ^{やす} 次 ^{つぐ}	幹事
〃	鈴 ^{すず} 木 ^き 茂 ^{しげる}	幹事
〃	吉 ^{よし} 田 ^だ 克 ^{かつ} 則 ^{のり}	幹事
〃	高 ^{こう} 縁 ^{えん} ひかる	
〃	青 ^{あお} 砥 ^と 與 ^う 藏 ^{ぞう}	
〃	吉 ^{よし} 田 ^だ 広 ^{ひろ} 明 ^{あき}	
〃	下 ^{しも} 重 ^{じゆう} 義 ^{よし} 人 ^と	
〃	七 ^な 宮 ^{みや} 広 ^{ひろ} 樹 ^き	

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会運営要領

1 調査事項

定住促進住宅新築工事の設計入札契約に関する事項

2 委員会に委任された権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限

3 調査期限

1に掲げる調査が終了するか、令和2年3月30日までのいずれか早い日とし、閉会中も継続して調査する。

4 調査経費

本調査に関する経費は10万円以内とする。

5 委員会の開催場所等

委員会の開催場所 議場又は委員会室

(場所はその都度、委員長が決める。但し、証人喚問は議場を使用する。)

証人の控室 議長室

6 委員会の基本的な運営

(1) 委員会の会議は、公開するが、必要に応じて秘密会とする。

(2) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

(3) 委員会の放送等

・音声は議場外及び委員会室外に放送しない。

・映像は議場内又は委員会室内及び議場外又は委員会室外に放送しない。

また、録画も行わない。

7 委員会の開催スケジュール

開催スケジュールはその都度委員長が決定する。また、町民への開催の周知はホームページ等で知らせる。

8 記録の提出 (法第100条第1項によるもの)

(1) 記録の提出は、記録提出請求書により委員会で決定する。

(2) 記録提出請求書の送付方法は、原則として書留とする。少なくとも提出期限の1週間前までには通知する。

(3) 提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聴いたうえで、委員会で協議する。

9 証人の出頭

(1) 証人の出頭は、証人出頭請求書により委員会で決定する。

(2) 証人出頭請求書の送付の方法は、原則として書留とする。また、少なくとも証人喚問の日の1週間前までには通知する。

(3) 埴町職員に対し証人の出頭請求をするときは、第100条第4項の承認願

もあわせて行う。

- (4) 証人の補佐人（弁護士等）同伴の申し出がある場合は、証人は、同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補佐人は証人1人につき1人とする。

10 証人の尋問

- (1) 委員会に証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 尋問の内容については、事前に委員会で協議する。
- (3) 証人が宣誓の際、議場に出席している全員が起立する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず代表質問を行い、その後他の委員が補足の質問をすることができる。（補足の質問は、事前に委員会へ報告のこと）
- (5) 尋問の時間は、1回につきおおむね1時間とする。
- (6) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。
- (7) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

11 弁護士について

- (1) 必要に応じて、法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成指導について、弁護士にお願いするものとする。
- (2) 弁護士は、委員会への出席を認める。

12 委員会における傍聴人の撮影及び録音について（証人尋問のとき）

- (1) 傍聴人（報道関係者等）の写真撮影等は、証人の入室前までは許可する。
- (2) 証人の入室から宣誓を求めるまでは、写真撮影等を許可するが尋問中は認めない。

ただし、写真撮影等に関し、証人から申し出がある場合はこの限りではない。

（基本的人権に配慮し、写真撮影等を本人が拒否できるものとする。）

- (3) 傍聴人が録音するときは、委員長の許可を得るものとする。

13 その他

この運営要領に定めのないことについては、埴町議会委員会条例に即し委員会で協議する。

地方自治法第100条

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

○2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

○3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

○4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

○5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

○6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

○7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

○8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

○9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

- 10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

3 委員会の実施状況

本委員会は、議長を除く全議員13名で構成し、令和元年12月2日から令和2年2月21日まで、計6回の委員会を開催した。本委員会の調査等の経過は、おおむね以下のとおりである。

回数	開催日	調査の概要
第1回	令和元年12月2日(月)	委員長の互選 副委員長の互選
第2回	令和元年12月16日(月)	今後の進め方について 運営方針の決定について
第3回	令和2年1月7日(火)	要領の決定について 証人尋問及び記録提出請求について
第4回	令和2年1月20日(月)	証人尋問(3名)
第5回	令和2年2月7日(金)	財務規則と契約権者の権限について 今後の日程について
第6回	令和2年2月21日(金)	報告書の作成について

4 その他の委員会等の実施状況

本委員会を開催するにあたり、委員の協議の場としての全員協議会及び、委員長の私的諮問機関である幹事会が、令和元年12月19日から令和2年2月17日まで合わせて8回開催された。本委員会以外での協議等の経過は、おおむね以下のとおりである。

・ 全員協議会

回数	開催日	調査の概要
第1回	令和2年1月20日(月)	証人尋問について 証人尋問における同伴願の許可について
第2回	令和2年1月29日(水)	今後のスケジュールについて

・ 幹事会

回数	開催日	調査の概要
第1回	令和元年12月19日(木)	尋問等の取扱いについて 委員会の日程について 要領等の制定案について
第2回	令和2年1月10日(金)	弁護士への相談について 代表質問及び補足質問について
第3回	令和2年1月14日(火)	代表質問及び補足質問の取りまとめについて
第4回	令和2年1月16日(木)	代表質問及び補足質問の取りまとめについて(最終)
第5回	令和2年2月13日(木)	調査報告書(案)の作成について 委員会の日程について
第6回	令和2年2月17日(月)	調査報告書のとりまとめについて

5 証人、説明員の出席状況

(1) 出頭を求めた証人

地方自治法第100条第1項の規定による出頭請求した証人は、次のとおり3人である。おおむね1時間の証人尋問を行った。

No,	日 時	証 人	勤務記録等
1	令和元年1月20日(月) 午前10時30分	埴町長 宮田 秀利 氏	H28.7～ 埴町長
2	令和元年1月20日(月) 午後1時30分	元埴町役場職員 生方 良一 氏	H28.4～H29.3 まち整備課長
3	令和元年1月20日(月) 午後2時45分	元埴町役場職員 天沼 恵子 氏	H27.4～H29.3 総務課長

(2) 出席を求めた説明員

埴町議会委員会条例第19条による説明員として出席を求めたのは、次のとおりである。

No,	日 時	説 明 員	主な説明項目
1	令和2年2月7日(金) 午前11時	総務課長(H31.4～現職) 白石 憲男 氏	財務規則上の契約権者権限について
2	令和2年2月7日(金) 午前11時	財政係長(H30.4～現職) 金田 一徳 氏	財務規則上の契約権者権限について

6 記録の提出

地方自治法第100条第1項による記録の提出請求は次のとおりである。

No,	請求年月日 (提出年月日)	請 求 先	記録の内容
1	令和元年12月16日 (令和元年12月19日)	埴町長 宮田秀利	定住促進住宅新築工事の設計入札契約に関し、検察庁の求めに応じて提出した関係書類の目録の写
2	令和2年1月7日 (令和2年1月10日)	埴町長 宮田秀利	<p>①入札関係綴（平成28年度工第97号定住促進住宅新築工事に関するもので背表紙に「1）」と記載のもの 1冊</p> <p>②入札関係綴（平成28年度工第97号定住促進住宅新築工事に関するもので背表紙に「2）」と記載のもの 1冊</p> <p>③定住促進住宅新築工事に係る当初予算と工事落札価格の推移が分かる書類関係一式（5,000万円以上の契約工事は議会承認事項のため）</p>

7 調査の内容と問題点

定住促進住宅建設工事入札に関しては、不適切な事務処理が行われたこととして、町政を混乱させた責任を取り、平成29年に町長自らが減給3割（2カ月）の処分を科したことで一応の幕引きが図られたことは周知の事実である。

今回、入札資格のない業者に公共事業を請け負わせたとして書類送検されたことは、今更ながら町民に驚きをもって受け止められている。

議会としてもテレビ、新聞等で官製談合疑惑が報じられるにあたり、町民からの事件の真相を究明する声を重く受け止め、議会としての究極の調査権としての100条委員会を立ち上げた次第である。

調査の内容としては不適切な事務処理がなぜ起こり、結果的に官製談合防止法違反容疑に問われる事態になったのかを中心に調査をした。

調査は今回問題となった入札に関する3件の書類の写しの提出を求め、あらためて入札状況と、問題となった手書きの工事等請負業者指名選考内申書兼通知書の確認をした。さらには、現町長、元埴町役場職員2名、合わせて3名の証人尋問を行い、当時のやり取りの詳細を聞いた。また、財務規則上や工事等指名運営委員会設置要綱等での町長の契約者としての権限の内容についての説明を総務課職員より受けた。

(1) 工事等指名運営委員会設置要綱の特例適用の疑義

本来、指名競争入札に参加する者を選考する場合、当時の工事等指名運営委員会設置要綱では「有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と

することが基本的事項とされ、この部分を遵守することがあたりまえとされてきた。

今回の騒動の原因となった一般的な入札参加基準を無視することは、今まで入札執行の基本的事項の遵守により事務を執行してきた職員から異論が出ることは想像に難くない。

そのような状況において、あえて途中経過を介さないで契約権者としての権限を適用し、特に認められた基準により本来は参加できない4業者を指名した。このことは「小さな業者にもチャンスを与えたかった」との言い分は分からなくもないが、永く行政の経験がある事務方トップの話に耳を貸さなかったこと、当時の総務課長以外の関係職員の意見を求めなかったことは、副町長不在であり、職員との信頼関係が不足していたことが混乱の最大の要因ではなかったかと推測する。

今後の課題として、入札制度についてはその時代の背景や事情により変遷してきたのも事実であるが、想定外の運用基準がある場合、誰が見ても分かるような形で制定することが、町長の権限濫用との誤解を招く行動を防ぐ手立てであり、このような混乱で町政の停滞を二度と招かないためにも、今一度、条例や規則の見直しをすべきであると思われる。

(2) 資格のない4業者を書き加えたのは適切であったのか

今回の証人尋問で、町長と総務課長の言い分が大きく食い違っている部分であり今回の問題の核心的部分でもある。ここでは、それぞれの主な答弁を記載したい。

まず、町長であるが、町長の言い分としては、当時の総務課長との話し合い

の中で、「何で工務店や大工が今回の入札に参加できないのか」との話をしたところ、総務課長は、一旦指名選考内申書を持って帰り、暫時、時間がたってから戻ってきて、「指名追加したいのであれば書き加えてください。」と話があった。その後、(4業者が無資格だったことは分からず)総務課長がもってきた名簿から4業者を追加した。それにより8社になったため、多すぎではないかと言ったところ、どちらが言ったかははっきりしないが、Aランク2業者については今回の仕事がそれほど大きくはないので、今回は遠慮してもらおうということにした。その後、内申書は総務課長が持って帰り、その後、その書類がどのようになったかは分からなかった。入札日に初めてその方々が入札に参加できたことを知った。当時、私は就任したてで本当に分らず、担当者の指示に従ったのが事実であるとのことである。

一方、当時の総務課長はAランクの2業者の片方を外し、Cランクの4業者を入れろと言われた。Bランクの仕事にCランクの業者は要綱上入れないと言ったところ、指名運営委員会をもう一回開き直せと言われたが結果は同じであるとして応じなかった。そのため、町長は非常に激怒し、机を叩きながら私に「30年、40年職員やっていて何もできないのか、何か考えろ」と言われ町長室を後にした。

一晩考えて、Bランクの仕事なので、Aランクの2業者を削除し、他の県南地方のBランクの業者を入れたらどうかと提言した。町長はAランクの2業者を外すことは納得し、目の前で削除したがCランクの4業者を加えようとしたため、4業者は入れられないと言ったところ、目の前で4業者と思われる業者名を自分で書き加え始めたため、もう関わりたくないと思い、部屋を出たとのことである。

もうひとりの当事者である当時のまち整備課長は、当時の総務課長より要綱

上できないCランクの4業者をつけ加えられたとの報告を受けたが、町長の強い意志を感じ、考えを変えることは無理であると判断した。今思えば、もう一度話をして説得すべきであったと反省している。町長が公文書を訂正することは大変重いことであり、なおかつ、「我々職員にとっては職務命令であり、最終的には従わざるを得なかった」と当時の思いを語った。

以上3人の発言内容はそれぞれの立場や状況の中で、事の捉え方や思いがあり、一概にどれが正しく、どれが誤りなのか、確たる証拠が無い中では判断はできないが、この報告書を見た方それぞれが判断し、それぞれが考えていただきたいと思います。

8 まとめ

町は入札を実行する上で、その実績等により ABC ランク付けを行い、工事等指名運営委員会がその工事の設計金額に応じて、指名業者を選定していた。町長がランク付けを無視して C ランクの業者を追加指名し、その中の経営事項審査資格の無い業者が落札した。その事が県より指摘されて不適切な事務処理が明らかになり、町内外に大きな混乱を生じさせた。

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会の証人尋問において、町長と元役場職員の証言に食い違いが出たことは、町民の不信感を招き町行政に携わるものとしての責任が大である。

また、指名業者の住所や代表者が明記されていない町長手書きの工事等請負業者指名選考通知書を公的文書として入札に臨んだことは、町の法令遵守の観点から非常に大きな問題であることを指摘したい。

なお、官製談合疑惑については、検察庁で捜査中であり踏み込まないこととした。

1) 町の取り決めや実施要綱などは、町長権限で全て変えることができるのか。

(宮田) 全てとは思っておりませんが、一定の許容範囲の中での決定権は有していると、このように理解しております。

(天沼) 要綱は、基本的に町長は変えることができる。ただし、その時代、それからその場に即さないものについて、担当課長から町長のほうに進言し、町長決済をいただくということで要綱を変える場合もある。

(生方) 要綱というのは、町役場の内部の事務を進める上でのルールだが、上位法を勘案されている。本件では経営審査を受けていない業者は、1,500万円を超える工事を請け負ってはならないと、既に要綱の中に織り込み済みで、勝手に改正するというのはいかがなものか。指名選考委員会発足の経緯は、町の自由裁量による問題が過去に生じた事によるものだが、選考結果は尊重すべきものだが、あくまで最終決定権者は町長である。

2) 4業者が経審を受けていないことを当時の担当課長から報告されなかったのか。

(宮田) 全く知らされておりました。

(天沼) 私たち職員もそうですけれども、経営事項審査を受けていない業者が仕事を受け取った場合に刑罰に処するというのは後からわかりました。私たちは、要綱に沿ってC業者はいけないというふうに思っておりましてけれども、町長ご自身も経審のことはわかっていなかったのではないかと思います。

3) 入札業者指名選考内申書の書き直しを担当課長に命じなかったのか、または断られたのか。

(宮田) 書き直しは、私がやっております。

4) 町は資格審査をして入札に臨むと実施要綱にありますが、入札業者の資格有無は業者の責任になるのかお尋ねします。

(宮田) 参加業者にもその責任の一端はあると、このようには思っております。

5) 工事等請負業者指名選考内申書並びに通知書において、なぜAランク2社を消したのか。Cランク4業者を手書きで追加してあり、入札資格がないと思われるが認識していたのか。

(宮田) 請負内容から中小の工務店、大工さんでも十分作業が可能と判断。指名運営委員会の副委員長でもありました職員が一回その書類を持って帰り、その後私のところに来て「指名追加するなら書き加えてください。」と話しがあり、その当時、関係法令等々を理解していなかったということもあって、言われるまま、指示のままに進めたわけだが、どの業者がご参加されたかわからないので、名簿を持ってきて、その中で私はその業者さん全てを書き足しました。ただ、8社では多過ぎないのか。削除したことに対しては、特別な意図はございませんでした。

(生方) 起工伺前に指名選考委員会があり、工事担当課より要綱に基づき、本件は設計金額からBランクとなるので町内A2社とB2社を内申した。要項上Cランクは参加できない。Cランクを指名業者とすること自体がもう既に経営事項審査を受けていない業者ということになるかと思えます。Cランク業者がこの入札に参加することはルール違反だというのは承知をいたしておりました。

6) 当時の担当課長からCランクの4業者をつけ加えることに問題があることを提起されなかったのか。

(宮田) 全く提示されませんでした。

(天沼) Cを入れるんだなというので、それはだめですと私も言いました。

(生方) 直接町長とは話していないが、総務課長から話は聞いていた。仮に再度私が伺って説明をしても考えを変えることは無理だと思った。選考委員会は、要綱、ルールに従って審査するもので、それをノーとされれば再度委員会開催という事は考えられないしなかったと思う。

7) 手書きの資格のない業者が記入されておりますので、そのときのやりとりは私のほうも知りませんが、町長の意思がそこに強く出されていたのか。

(宮田) 本件へ大工さんとか工務店さんがなぜ参加できないのかという点から、担当者の指示でつくった書類であります。

(天沼) せっぱ詰まった様子で町長がいらしたと思います。

(生方) 町長自らCクラスの4業者をつけ加えたということは、これは大変重いこと。我々職員にとっては職務命令なので最終的には従わざるを得ないだろうと思ったが、今、考えれば、もうちょっとお話をして、できれば変更というか、もとに戻していただくようなお話をすべきであったかなというふうには反省をしているところでございますが、強いやはり意思を感じたというのは間違いございません。

8) 資格がない業者を追加した指名選考に際し、町長が決定したことに対して責任をとる話が出されたのか。

(宮田) その4業者が無資格だった点は全く知らなかったというのが現状。責任ということをお問われても、大変困りますと申し上げますか、そういうことは考えてはおりません。

(天沼) 町長ご自身、そういうことがあったときに、俺は自分で責任をとると、それから、今回についても、C業者を入れるという話になって、私がだめですと答えたときに、自分が言えば大丈夫だからと、町長なんだから大丈夫だからという話はしておりました。

(生方) それは、ルールを無視してやったことについての結果に対して、町長が責任をとると言ったかどうかということをございましょうか。私、この入札に関して直接町長とお話をいたしておりませんので、その点についてはわかりません。

9) 5,000万円以上の工事契約は、Aランク以上の業者でしかできません。5,000万円以上の契約ではなく、予定価格が5,000万円以下の4,990万5,720円となっているのは何かのお考えがあったのか。

(宮田) 予定価格に関しましては、事務方から上がってくる数字でありますから、私がどうのこうのというふうな数字のいじりは全くできません。

(生方) 設計を積算して詰めていって、いろいろ、予算的には多分5,000万円を超えていたかと思えますけれども、なるべく、提出期限がございしますので、設計上切り詰めていった結果である。

10) 4業者を加えたことにより、総務課長や所管課長から経営事項審査等の説明や指摘はなかったのか。

(宮田) 加筆後は全くコンタクトなしで、参加できたんだという確認がとれたのは入札日だ。

(天沼) 経営事項審査を受けていない業者が仕事を受け取った場合に刑罰に処するというのは後からわかりました。要綱に沿ってC業者はいけないというふうに思っていた。

経審のことにつきましては、表の中には経審という項目はありましたが、私どもは、選定委員会に出席するときには、もう既にそういうのはクリアされて点数制になっておりましたので、私が経営審査をしない業者が仕事をとった場合に違反になると、経審に触れるおそれがあると知ったのは、いろいろ問題が出てからです。それ以前につきましては、結局、経営審査を受けていないものについてはC業者ということになっていましたので、そこを深く追求することはなく、要綱どおりそのまま進めておりました。

<補足質問>

1) 入札業者を4業者加えたときのいきさつについてお聞きをしますが、先ほど、町長は、追加したいなら書き加えてくださいと課長から話があったと、そういう答弁をしておりますが、それより先に町長から業者を書き加えたいと先に言ったのか、そして、資格者名簿を持ってきなさいと、そういう話をして、そのために課長が資格者名簿等を提出して、ここから選んで書き加えてくださいと言ったのか、そのいきさつをお伺いします。

○(宮田) 先ほど来申し上げておりますように、加筆はこのように、参加させたい業者さんを書き加えてくださいということで、お話ししましたように、業者さん、どの方が登録されているかわからないということで名簿をいただいて、名簿に記載されておる方を全部書き加えたということであります。ですから、二本線を引っ張って判こを押すという指示も当時の課長にはいただきまして、それは、後での仕事であります。先ほど来の説明のとおりであります。

※補足質問 委員長以外の委員から出た質問(補足質問以外は委員会で事前に協議した内容の質問です。)

